

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【17】」
2. 日時：令和3年6月24日 10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、藤川安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官※

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他2名

5. 要旨

- （1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（申請範囲及び審査対象）

○蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法による貯蔵における安全設計全般の設計方針において、電気事業者による設置変更許可申請に引き継ぐべき、貯蔵用緩衝体の具体的設計条件（主には設計方針、設計評価方法、及び評価基準の考え方）について、型式証明及び型式指定それぞれの申請における位置づけを整理した上で、説明すること。

- （3）MHIから、了解した旨回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会 配付資料3）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
設置許可基準規則への適合性について

- 資料 1-2 補足説明資料 16-3 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
遮蔽機能に関する説明資料（令和 3 年 5 月 2 4 日提出済み）
- 資料 1-3 補足説明資料 蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法における
安全機能維持に関する説明資料
- 資料 1-4 補足説明資料 バスケットプレート用材料に関する説明資料
- 資料 1-5 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
設置許可基準規則への適合性について（概要版一式）

以上